

兵庫県公報

平成20年10月7日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(会計課)	1

公布された法令のあらまし

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(規則第64号)

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、介護保険法に関する手数料に、新たに指定居宅サービス事業者指定申請手数料等が追加されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第64号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項57を次のように改める。

57 介護保険法に関する手数料

- (1) 介護支援専門員証交付申請手数料
- (2) 介護支援専門員証有効期間更新申請手数料
- (3) 指定居宅サービス事業者指定申請手数料
- (4) 指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料
- (5) 指定居宅介護支援事業者指定申請手数料
- (6) 指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料
- (7) 指定介護老人福祉施設指定申請手数料
- (8) 指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料
- (9) 介護老人保健施設開設許可申請手数料
- (10) 介護老人保健施設変更許可申請手数料
- (11) 介護老人保健施設開設許可更新申請手数料
- (12) 指定介護療養型医療施設指定申請手数料
- (13) 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料
- (14) 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料
- (15) 指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項57の改正規定(同項57(3)から(8)まで及び(11)から(15)までに係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。